

ファミリーホーム  
(小規模住居型児童養育事業)

指導監査セルフチェックリスト  
(令和5年度)

|      |    |   |   |    |  |
|------|----|---|---|----|--|
| 施設名  |    |   |   |    |  |
| 監査日  | 令和 | 年 | 月 | 日  |  |
| 職・氏名 | 職名 |   |   | 氏名 |  |
|      | 職名 |   |   | 氏名 |  |
|      | 職名 |   |   | 氏名 |  |

## 【 目 次 】

|      |         |   |   |
|------|---------|---|---|
| 施設運営 | (設問①～⑦) | … | 1 |
| 職員体制 | (設問①～④) | … | 2 |
| 保健衛生 | (設問①～⑤) | … | 3 |
| 安全対策 | (設問①～④) | … | 4 |
| 児童待遇 | (設問①～④) | … | 5 |
| 職員待遇 | (設問①～⑪) | … | 6 |
| 経理関係 | (設問①～⑦) | … | 8 |

## 【 根拠法令等（略称）】

### ○法令

| 略称        | 正式名称                  | 公布等年月日      |
|-----------|-----------------------|-------------|
| 児童福祉法     | 児童福祉法                 | 昭和22年12月12日 |
| 社会福祉法     | 社会福祉法                 | 昭和26年3月29日  |
| 児童福祉法施行規則 | 児童福祉法施行規則             | 昭和23年3月31日  |
| 労働基準法     | 労働基準法                 | 昭和22年4月7日   |
| 労働基準法施行規則 | 労働基準法施行規則             | 昭和22年8月30日  |
| パート労働法    | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 | 平成5年6月18日   |
| 労働安全衛生規則  | 労働安全衛生規則              | 昭和47年9月30日  |

### ○国通知等

| 略称               | 正式名称                                     | 公布等年月日     |
|------------------|--|------------|
| 児童福祉行政監査通知       | 児童福祉行政指導監査の実施について                        | 平成12年4月25日 |
| 避難確保計画作成通知       | 要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について | 平成29年8月23日 |
| 里親及びファミリーホーム養育指針 | 里親及びファミリーホーム養育指針                         | 平成24年3月29日 |
| 受水槽の衛生確保通知       | 社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について            | 平成8年7月19日  |
| 措置費等国庫負担金通知      | 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について              | 平成11年4月30日 |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果 |    |    | 根拠法令等   |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|----|----|---|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書   | 口頭 | 助言 |   |
| 【施設運営】 | ①施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。<br><br>・事業の目的及び運営の方針<br>・養育者等の職種、員数及び職務の内容<br>・委託児童の定員<br>・養育の内容<br>・緊急時等における対応方法<br>・非常災害対策<br>・委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項<br>・自己評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容<br>・その他運営に関する重要な事項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の17 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。<br>1 事業の目的及び運営の方針<br>2 養育者等の職種、員数及び職務の内容<br>3 委託児童の定員<br>4 養育の内容<br>5 緊急時等における対応方法<br>6 非常災害対策<br>7 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項<br>8 第1条の28に規定する評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容<br>9 その他運営に関する重要な事項 |
|        | ②養育者等は、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の10 養育者等(養育者及び補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下第1条の14及び第1条の31において同じ。)をいう。以下同じ。)は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。  |
|        | ③苦情に対し、迅速かつ適切に対応しているか。<br><br>また、公正な解決を図るために、解決にあたって職員以外の者を関与させているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の27<br>養育者は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。   |
|        | ④定期的に第三者評価を受けるとともに、自ら業務の質の評価を行っているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の27第2項<br>小規模住居型児童養育事業者は、前項の意思表示への対応のうちに苦情の解決に係るものについては、その公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって養育者等以外の者を関与させなければならない。  |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果 |    |    | 根拠法令等   |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|----|----|---|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書   | 口頭 | 助言 |   |
| 【施設運営】 | ⑤養育者等(かつて養育者等であった者を含む)が、正当な理由なく、業務上知り得た委託児童またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じているか。                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の25第1項<br>養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  |
|        | ⑥住居について、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備があるか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の25第2項<br>小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。    |
|        | ⑦委託児童の定員(5人または6人)が遵守されているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の15<br>小規模住居型児童養育事業を行う住居には、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。                         |
|        | ⑧委託児童の定員(5人または6人)が遵守されているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の19第1項<br>小規模住居型児童養育事業を行う住居の委託児童の定員は、5人又は6人とする。   |
|        | ⑨委託児童の定員(5人または6人)が遵守されているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の19第2項<br>小規模住居型児童養育事業を行う住居において同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |
|        | ⑩以下の中から選択する。<br>・ 養育者(2人)<br>・ 補助者(1人以上)<br>※委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができます。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の14第1項<br>小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならぬ。                           |
|        | ⑪施設長は、専任者として常勤しているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | 社会福祉法<br>第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。   |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果 |    |    | 根拠法令等  |      |             |     |     |     |          |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|----|----|--|------|-------------|-----|-----|-----|----------|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書   | 口頭 | 助言 |  |      |             |     |     |     |          |
| 【職員体制】 | <p>③養育者は、児童福祉法施行規則第1条の31第1項の資格要件を満たしているか。</p> <p>④措置費上の職員配置が適切にされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種加算が行われている場合、加算に対応した職員配置がなされているか。</li> <li>・ 措置費算定上、常勤でなければならない職員について、非常勤職員を配置していないか。</li> </ul> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | <p><b>児童福祉法施行規則</b></p> <p>第1条の31 法第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第34条の20第1項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び第1条の37において同じ。）の養育の経験を有する者</li> <li>2 養育里親として5年以上登録している者であつて、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者</li> <li>3 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者</li> <li>4 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</li> </ol>  |      |             |     |     |     |          |
| 【保健衛生】 | <p>①職員の健康診断について、以下の通り実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇い入れ時</li> <li>・ 定期健康診断 … 年1回</li> <li>・ 深夜業務（夜勤）を行う者 … 6ヶ月ごとに1回</li> </ul>  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ○    |    |    | <p><b>措置費等国庫負担金通知</b></p> <p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法<br/>第2 事務費の保護単価の設定方法<br/>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、別表1D事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。<br/>また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「18社会的養護処遇改善加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。（次表及び別表1は省略）</p> <p><b>別表2 児童福祉施設の職種別職員定数表</b></p> <p>（参考：加算職員一覧（ファミリーホーム））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算種別</th> <th>加 算 職 員 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>補助者</td> <td>2人。（非常勤）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>労働安全衛生規則</b></p> <p>第43条<br/>事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行わなければならない。</p> <p>第44条<br/>事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>第45条<br/>事業者は、特定業務従事者に対し、六ヶ月以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。</p> | 加算種別 | 加 算 職 員 数 等 | 指導員 | 1人。 | 補助者 | 2人。（非常勤） |
| 加算種別   | 加 算 職 員 数 等   |                          |                          |                          |      |    |    |  |      |             |     |     |     |          |
| 指導員    | 1人。   |                          |                          |                          |      |    |    |  |      |             |     |     |     |          |
| 補助者    | 2人。（非常勤）  |                          |                          |                          |      |    |    |  |      |             |     |     |     |          |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果                  |                       |    |  |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----|--|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書                    | 口頭                    | 助言 |  |
| 【保健衛生】 | ②設備、食器等について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じて<br>いるか。<br><br>また、飲用に供する水について、受水槽により供給している場合、残留塩素の有無<br>の検査、清掃など、衛生上必要な措置を講じているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                       | <input type="radio"/> |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の22第1項<br>養育者は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水に<br>ついて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。   |
|        | ③委託児童の清潔を維持できるよう、入浴または清拭(しき)が適切に行われているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                       | <input type="radio"/> |    | 〈参考〉受水槽の衛生確保通知<br><br>受水槽により供給される飲用水についても、管理の徹底を図ることが必<br>要である。受水槽の設置者又は管理者は、受水槽の残留塩素の有無に<br>ついて検査し、残留塩素が検出されない場合は、受水槽の清掃を行う等<br>の措置を講じること。                                |
|        | ④委託児童の状態に応じた排泄及びおむつ交換を行う場合、適切に行われているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                       | <input type="radio"/> |    | 児童福祉行政監査通知<br><br>別紙1-2-(1)-第1-1-(4)<br>入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われて<br>いるか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設け<br>るなど週2回の入浴等が確保されているか。                                      |
|        | ⑤入所者の被服、寝具について、衛生的に管理されているか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                       | <input type="radio"/> |    | 児童福祉行政監査通知<br><br>別紙1-2-(1)-第1-1-(5)<br>入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われている<br>か。<br>排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の<br>特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のブ<br>ライバシーの確保に配慮がなされているか。 |
|        | ①非常災害対策計画(防災マニュアル)を作成しているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="radio"/> |                       |    | 児童福祉行政監査通知<br><br>別紙1-2-(1)-第1-1-(6)<br>衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。  |
| 【安全対策】 |   |                          |                          |                          |                       |                       |    | 児童福祉法施行規則<br><br>第1条の20 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消防用<br>具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に<br>対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように<br>努めなければならない。                                  |

| 事項     | 点検内容   | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果                             |    |    | 根拠法令等  |
|--------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------|----|----|--|
|        |  | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書                               | 口頭 | 助言 |  |
| 【安全対策】 | <p>②避難及び消火に対する訓練を実施しているか。<br/>また、うち1回は、夜間訓練(夜間を想定した訓練)が実施されているか。</p> <p>③消防法令に基づく防火設備等について、専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>④水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉法施行規則</b><br>第1条の20 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。                                     |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(1)-第2-3-ウ<br>消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間に想定した訓練が実施されているか。                                      |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(1)-第2-3-ア<br>消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。   |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>避難確保計画作成通知</b><br>今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。<br>避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。 |
| 【児童処遇】 | <p>①自立支援計画について、個々の委託児童について策定しているか。</p> <p>②委託児童一人ひとりの支援の状況を適切に記録しているか。<br/>(ケース記録等は整備されているか。)</p> <p>③懲戒権の濫用、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)の防止に向けての取組がされているか。</p> <p>④委託児童個人の状況を考慮し、自立・自活等への支援・援助が行われているか。</p>    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉法施行規則</b><br>第1条の24 義務者は、児童相談所長があらかじめ当該義務者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従つて、当該委託児童を養育しなければならない。  |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉法施行規則</b><br>第1条の26 小規模住居型児童養育事業者は、義務者等、財産、收支及び委託児童の養育の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。   |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>里親及びファミリーホーム養育指針</b><br>第II部 2-(2)<br>受託した子どもの養育状況を適切な文書で記録を書くことや報告することを通して、子どもに対する理解を深め、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。   |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(2)-第1-1-[児童入所施設]-(2)<br>懲戒による権限の濫用及び被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)防止に向けての取組がされているか。  |
|        |  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |    |    | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(1)-第1-3<br>入所者個人の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。  |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果                             |                                  |    | 根拠法令等   |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|---|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書                               | 口頭                               | 助言 |   |
| 【職員待遇】 | ①職員に関する帳簿は整備されているか。<br>・出勤簿又はタイムカード・年休処理簿 等   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="radio"/> |                                  |    | 児童福祉法施行規則<br>第1条の26<br>小規模住居型児童養育事業者は、養育者等、財産、収支及び委託児童の養育の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。  |
|        | ②労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。<br><br>明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準<br>就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、<br>休憩時間、休日、休暇、賃金、退職   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                                  | <input checked="" type="radio"/> |    | 労働基準法<br>・第15条第1項<br>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。<br>・同条第2項<br>前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即座に労働契約を解除することができる。  |
|        | ③②で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                                  | <input checked="" type="radio"/> |    | パート労働法<br>第6条第1項<br>事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。   |
|        | ④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                                  | <input checked="" type="radio"/> |    | 労働基準法<br>・第32条第1項<br>使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間にについて40時間を超えて、労働させはならない。<br>・同条第2項<br>使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させはならない。   |
|        | ⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。<br><br>・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合<br>⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要<br><br>・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合<br>⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                                  | <input checked="" type="radio"/> |    | 労働基準法<br>第32条の2<br>1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度<br><br>第32条の4・第32条の4の2<br>1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 |

| 事項     | 点検内容   | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果 |                       |                       | 根拠法令等  |
|--------|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|-----------------------|-----------------------|--|
|        |  | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書   | 口頭                    | 助言                    |  |
| 【職員待遇】 | ⑥時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      |                       | <input type="radio"/> | <p>○ 労働基準法</p> <p>第36条第1項<br/>使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。</p>  |
|        | ⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      |                       | <input type="radio"/> | <p>○ 労働基準法</p> <p>第24条第1項<br/>賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。</p>                      |
|        | ⑧宿日直がある場合、労働基準法第41条に基づく行政官庁の許可を受けているか。                         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      |                       | <input type="radio"/> | <p>○ 労働基準法</p> <p>第41条第1項<br/>この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。<br/>三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの</p>  |
|        | ⑨年次有給休暇が適切に付与されているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      |                       | <input type="radio"/> | <p>○ 労働基準法</p> <p>第39条第1項<br/>使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。<br/>(注)週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。</p> |
|        | ⑩必要な諸規程が整備され、規程に基づいた運用がなされているか。<br>(管理規程、就業規則、給与規程の規定と実態との整合性) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      | <input type="radio"/> |                       | <p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(1)-第2-1-(2)<br/>管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた運用がなされているか。</p>  |
|        | ⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |      | <input type="radio"/> |                       | <p>児童福祉行政監査通知</p> <p>別紙1-2-(2)-第2-2-(1)<br/>通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。</p>  |

| 事項     | 点検内容  | 点検結果                     |                          |                          | 監査結果                     |                          |                          | 根拠法令等  |
|--------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
|        |   | 適                        | 否                        | 非該当                      | 文書                       | 口頭                       | 助言                       |  |
| 【経理関係】 | <p>①経理規程に基づき、以下について適切な運用がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小口現金について、保管額が経理規程に定める限度額を超えていないか。</li> <li>・ 会計処理(収入または支出)にあたって、経理規程に基づき、「会計伝票」等で処理しているか。</li> <li>・ 契約にあたり、入札または随意契約を行う場合、経理規程に基づく要件を満たしているか。</li> <li>・ 契約にあたり、経理規程に基づき、適正に相見積書を微収しているか。</li> <li>・ 契約にあたり、経理規程に基づき、契約書または請書を作成しているか。</li> </ul> <p>②支出にあたり、業務上必要なものに支出するなど、適切な会計処理が行われているか。</p> <p>③現金、預金、印鑑等について、適切に保管しているか。</p> <p>④内部牽制体制が確立され、経理事務が適正に行われているか。</p> <p>⑤委託児童に係る給付金(児童手当・子ども手当)の支給を受けている場合、金銭の收支の状況を明らかにする帳簿を整備するなど、適切に管理しているか。</p> <p>⑥「預り金」(委託児童のアルバイト代を預かる等)について、預り金の管理に係る規程を整備の上、規定に基づき適切に管理しているか。</p> <p>⑦措置費の弾力的運用について、適切な運用がなされているか。<br/>※「措置費の弾力的運用に係る事前提出資料」により確認。</p> | <input type="checkbox"/> | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(1)-第2-1-(2)<br>管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。  |
|        |   | <input type="checkbox"/> | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(2)-第2-1<br>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に行われているか。<br>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。<br>(2) 会計経理が適切に行われているか。<br>ア 運営費の請求金額が適正に行われているか。<br>イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。<br>ウ 利用者負担金(職員給食費等、延長保育料、一時保育利用料、私的契約児利用料)が適正な額となっているか。<br>エ 他の会計間の借貸が適正に行われているか。<br>オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。<br>カ 内部牽制体制が確立され、適正に行われているか。      |
|        |   | <input type="checkbox"/> | <b>児童福祉法施行規則</b><br>第1条の23の2<br>小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところに管理しなければならない。<br>1 当該委託児童に係る当該金額及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。<br>2 委託児童に係る金銭を給付金の趣旨に従つて用いること。<br>3 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。<br>4 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。 |
|        |   | <input type="checkbox"/> | <b>児童福祉行政監査通知</b><br>別紙1-2-(1)-第2-1<br>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。<br>ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。<br>(10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか、当期末支払資金残高等を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。   |